



公示番号第 3 / 号

工作物石綿事前調査者講習の登録の公示について

下記の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 18 条の規定により、下記のとおり公示する。

記

登 録 番 号	千登録第 2 号 工作物石綿事前調査者講習
登 録 講 習 機 関 名	建設業労働災害防止協会 千葉県支部
登 録 講 習 機 関 の 住 所	千葉県千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 4F
代 表 者 の 職 氏 名	支部長 戸邊 昌之
事 務 所 の 名 称	建設業労働災害防止協会 千葉県支部
事 務 所 の 所 在 地	千葉県千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 4F
登録した養成講習の区分	工作物石綿事前調査者講習
登 録 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 6 月 30 日

令和 8 年 7 月 1 日

千 葉 労 働 局 長





公示番号第 33 号

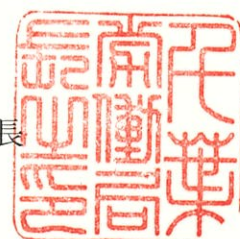
登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社外国人専門技能講習センター
登録教習機関の住所	千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
代表者職氏名	代表取締役 小窪 千恵子
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社外国人専門技能講習センター 千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 7 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 6 日
登録番号	千登録第 591 号

令和 8 年 7 月 7 日

千葉県労働局長





公示番号第 34 号

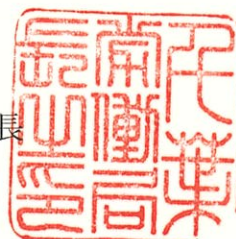
登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社外国人専門技能講習センター
登録教習機関の住所	千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
代表者職氏名	代表取締役 小窪 千恵子
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社外国人専門技能講習センター 千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
行うことができる技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 7 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 6 日
登録番号	千登録第 592 号

令和 8 年 7 月 7 日

千葉県労働局長





公示番号第 35 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社外国人専門技能講習センター
登録教習機関の住所	千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
代表者職氏名	代表取締役 小窪 千恵子
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社外国人専門技能講習センター 千葉県市原市辰巳台東 5-11-1 辰巳台東寮
行うことができる技能講習	玉掛け技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 7 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 6 日
登録番号	千登録第 593 号

令和 8 年 7 月 7 日

千葉県労働局長

